



～エネルギー・食料品価格等の物価高騰への対応～

コロナ禍においてエネルギーや食料品価格等の物価高騰は、市民生活及び事業者の経済活動に大きな影響を与えています。このような状況に対応するため、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける事業者支援及び、コロナ禍における物価高騰等の影響を受ける農業者及び市民生活の支援策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、次のとおり実施します。 ※12月定例会で審議いただくものであり、内容は変更になる場合があります。

事業費総額

約3億3,150万円

※①～④の合計

① エネルギー価格高騰に対する事業者支援

障害福祉サービス施設、介護施設、保育施設等に対し、エネルギー価格等高騰対策支援金を給付

◎障害福祉サービス事業所等への支援【約610万円】

対象：令和4年10月1日現在稼働している市内障害福祉サービス事業所
 給付額：大型入所施設・グループホーム 定員1人あたり 9,000円
 通所系事業所 1事業所あたり 105,000円
 訪問系事業所・相談系事業所 1事業所あたり 70,000円

◎介護サービス事業所等への支援【約3,300万円】

対象：令和4年10月1日現在稼働している市内介護事業所
 給付額：入所施設 定員1人あたり 15,000円
 訪問系事業所 1事業所あたり 70,000円
 通所系事業所 1事業所あたり 60,000円
 居宅介護事業所、上記以外の事業所 1事業所あたり 10,000円

◎放課後児童クラブへの支援【約210万円】※県協調事業への上乗せ

対象：民間施設及び指定管理者により運営を行う放課後児童クラブ
 給付額：定員1人あたり 1,500円

◎保育所等への支援【約1,120万円】※県協調事業への上乗せ

対象：保育所、認定こども園、地域型保育施設、認可外、幼稚園
 給付額：定員1人あたり 5,000円

② コロナ禍における市民生活支援

◎水道基本料金2か月分免除(4回目)【約1億1,330万円】

対象月：1月検診(11・12月使用分)又は2月検診(12・1月使用分)
 ※一般的な家庭(口径20mm)の場合、2,156円(税込)の免除

③ 食料品価格等高騰の影響を受ける子育て世帯支援

エネルギー・食料品価格等の物価高騰による小・中学生保護者の負担軽減を図るため、学校給食費3か月分を免除(または学校給食費分を支給)

◎鴻巣市立小・中学校の給食費免除【約1億1,700万円】

対象月：1月～3月分の給食費を免除
 免除額：小学生 4,500円×3か月=13,500円
 中学1・2年生 5,200円×3か月=15,600円
 中学3年生 5,200円×2か月+3,635円×1か月=14,035円

◎鴻巣市立外小・中学校通学者へ給食費支給【約270万円】

対象月：1月～3月分の学校給食費分を支給
 (ただし、市内小・中学校通学者免除額を上限とする)
 スケジュール：申請受付 2月～3月下旬
 支給 4月

④ 原油価格高騰等の影響を受ける農業者支援

◎物価高騰緊急対策農業者支援事業【約4,610万円】

※9月補正にて予算計上済

原油価格高騰の影響による燃料や肥料、資材等の高騰対策として、令和3年中の農業収入に応じて助成

助成額：農業収入又は売上 50万円以上100万円未満 3万円
 100万円以上300万円未満 5万円
 300万円以上 10万円

※認定農業者・認定新規就農者には、一律5万円を加算